

【総務委員会】

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和6年度分の個人住民税について、定額減税を実施すること。
- 二 法人事業税について、減資等により外形標準課税の対象法人が減少していること等の課題に対応するため、その適用対象法人の見直しを行うこと。
- 三 固定資産税及び都市計画税について、令和6年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。
- 四 森林環境譲与税について、譲与基準の見直しを行うこと。
- 五 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和6年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

令和6年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額988億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額5,000億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額5,000億円及び同特別会計借入金利子支払額1,965億円等を控除した額18兆6,671億円とすること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) こども・子育て施策に係る基準財政需要額をよりの的確に算定するため、測定単位を18歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和6年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。
- (二) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要

額とすること。

3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和6年度分の地方交付税の総額に611億円を加算するほか、令和6年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設すること。

三 施行期日

この法律は、令和6年4月1日から施行すること。

○地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の運営の合理化及び適正化並びに持続可能な地域社会の形成を図るとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係を明確化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備

1 普通地方公共団体の長は、エルタックスを用いた公金（地方税を除く。）の収納事務について、地方税共同機構に行わせるものとする。

2 普通地方公共団体の議会及び長等は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとし、総務大臣は、当該方針の策定等について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

二 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例

- 1 各大臣又は都道府県知事等は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」という。）への対処に関する基本的な方針の検討を行う等のため、普通地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができるものとする。
- 2 各大臣は、国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため、都道府県に対し、指定都市、中核市等の事務処理との調整のために必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。
- 3 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模・態様、当該事態に係る地域の状況等を勘案して、国民の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律に基づき指示できる場合を除き、閣議決定を経て、普通地方公共団体に対し、当該措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとする。
- 4 普通地方公共団体相互間の応援の要求、都道府県による応援の要求及び指示、国による応援の要求及び指示、職員の派遣のあっせんについての規定を整備すること。

三 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

市町村長は、地域的な共同活動を行う団体のうち、地域において住民の日常生活に必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うと認められること等の要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができることとし、当該団体への支援等に係る規定を整備すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

（修正要旨）

各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会に報告する規定を設けること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法によって創設する国と普通地方公共団体との関係等の特例の対象となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、国と地方公共団体の認識や対応に違いが生じることのないよう、当該事態に該当するか否かを判断する考え方を可能な限り明確にし、速やかに地方公共団体に周知すること。
- 二 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事態に適切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な活用や、地方公共団体への情報収集及び連絡のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との迅速かつ円滑な情報共有・意思疎通に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 三 生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。
- 四 生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする。
- 五 生命等の保護の措置に関する指示を行った場合には、その旨及びその内容を速やかに国会に報告すること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること。
- 六 生命等の保護の措置に関する指示に基づき、地方公共団体が事務を処理する場合にあつては、これに要する経費の財源や必要な人材を適切に措置するなど、国が責任をもって当該地方公共団体を支援すること。
- 七 本法の規定に基づく応援や職員の派遣が行われる場合にあつては、これまでの災害時や感染症まん延時の事例も踏まえ、これに要する経費を負担する地方公共団体に対し、適切な財政措置等を講ずること。また、事態発生市町村等への応援や職員の派遣を適時適切に行うため、各地方公共団体における多様な職種の職員の充実を図ることや、都道府県・市町村の連携等による広

域的な人材の確保及び活用の在り方について、必要な検討を行うこと。

- 八 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。
- 九 公金収納のデジタル化に伴う各地方公共団体のシステム改修については、国が必要な財源を確実に措置するとともに、既に地方公共団体情報システムの標準化等により、地方公共団体に大きな負担が生じていることに鑑み、過度な負担を強いることとならないよう留意すること。
- 十 指定地域共同活動団体制度の創設に当たっては、行政財産の貸付や随意契約による事務委託に関して、弾力的な運用を可能とする特例を設けることに鑑み、指定に係る団体の民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するため、事前及び事後チェックを適確に行えるよう、地方議会が一定の役割を担うことも含め、市町村に対して必要な助言を行うこと。
- 十一 指定地域共同活動団体としての指定の有無にかかわらず、地域住民が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する団体に対し、市町村が十分な支援を行うことができるよう、引き続き、適切な財政措置を講ずること。

○放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組が社会生活に必要不可欠な情報として公衆にあまねく提供されるべきものであることに鑑み、協会の放送番組を放送の受信設備を有しない者に対してもその環境に適した形態で継続的かつ安定的に提供するため、協会が電気通信回線を通じて放送番組等を一般の利用に供する業務を協会の必須業務とするとともに、当該業務により電気通信回線を通じて提供される協会の放送番組等の受信を開始した者に対して協会との受信契約を締結する義務を課す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 放送番組の配信に係る業務の必須業務化

原則として全ての協会の放送番組について、同時配信及び見逃し配信を協会の必須業務とすること。

二 番組関連情報の配信に係る業務の必須業務化

- 1 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な

資料により構成される番組関連情報の配信について、協会の必須業務とすること。

- 2 番組関連情報の配信を行う業務を協会自らの判断と責任において適正に遂行するため、協会に対して業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付けること。

三 受信料の公平負担の確保

テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、通信端末機器の操作等を経て、協会が必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者を、受信契約の締結義務の対象とすること。

四 民間放送事業者が講ずる難視聴解消措置への協力に係る義務の強化

民間放送事業者が講ずる難視聴解消措置について、民間放送事業者から、協会が行う協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、協会は当該協議に応じなければならないこと。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話株式会社等」という。）を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 日本電信電話株式会社等の電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及の責務を廃止すること。
- 二 日本電信電話株式会社等がそれぞれその商号の変更をできるようにすること。
- 三 日本の国籍を有しない人が、日本電信電話株式会社等の代表取締役に就任すること及び取締役又は監査役の3分の1以上を占めることを禁止するとともに、日本電信電話株式会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議について総務大臣の認可を不要とすること。

四 日本電信電話株式会社の剰余金の処分の決議について、総務大臣の認可を不要とすること。

五 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

六 政府は、日本電信電話株式会社等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、令和7年に開会される国会の常会を目途として、必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出すること。

(附帯決議)

政府及び日本電信電話株式会社は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 日本電信電話株式会社は、本法による改正後においても、引き続き「電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと」がその業務の一つとされていること及びこれまで同社等が電気通信技術に関する研究において果たしてきた役割を踏まえ、その事業を営むこと。また、政府は、同社等が行う研究の重要性に十分留意すること。

二 政府は、我が国の電気通信技術に関する研究開発が産学官全体で推進されるよう、財政的支援の拡充も含め必要な措置を講ずること。

三 政府は、本法により日本電信電話株式会社等において外国人の役員への就任が一定の割合まで可能となることから、その事業運営によって我が国の重要な基盤である通信インフラ・国民生活が守られていること及び我が国の経済安全保障への影響について、適時、適切に検証を行うこと。

四 政府は、本法附則第4条の規定に基づく検討に当たっては、ユニバーサルサービスの確保、公正な競争の促進及び電気通信事業に係る安全保障の確保等の観点から慎重に検討を行うとともに、国民生活への影響も大きいものであることから、広く意見を聴取し、国民の理解が得られるよう検討の過程及びその結果について十分に説明を行うこと。

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、近年、インターネット上のSNS等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、投稿に係る削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を図るための

義務を課す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改めること。
- 二 大規模なＳＮＳ事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定すること。
- 三 投稿に係る削除対応の迅速化として、大規模特定電気通信役務提供者は、ＳＮＳ等において自己の権利を侵害されたとする者から削除の申出を受け付ける方法を公表し、必要な体制を整備して削除についての調査を行うとともに、一定期間内にその結果等を申出者に通知しなければならないこと。
- 四 運用状況の透明化として、大規模特定電気通信役務提供者は、投稿の削除等の実施に関する基準を定め、公表するとともに、削除等を行ったときは、その旨及びその理由を発信者に通知しなければならないこと。
- 五 この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

大規模特定電気通信役務提供者が毎年１回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を追加すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除について定めた基準の運用状況の公正性等の検証について、被害者救済と表現の自由の担保の観点から、大規模特定電気通信役務提供者に対して必要な助言等を行うこと。
- 二 大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除等の実績を踏まえ、削除指針の策定・改訂などの支援を行う第三者機関の設置等について検討すること。
- 三 プラットフォーム事業者が自主的な取組として、通報に実績のある機関等からの違法・有害情報の削除要請や迅速な処理を必要とする権利侵害情報への対応を優先的に審査することについて、事後的に要請等の適正性を検証可能とするため、プラットフォーム事業者及び機関等双方において透明性が確保されるよう、求めに応じ支援を行うこと。
- 四 本改正を実効性あるものとするため、大規模特定電気通信役務提供者に義

- 務付けられる各措置の履行状況について確認し、その結果を公表すること。
- 五 大規模特定電気通信役務提供者にならない中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対処が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講じること。
- 六 総務大臣による大規模特定電気通信役務提供者の指定の要件に係る総務省令その他の総務省令を定めるに当たっては、必要に応じて総務省に設置される審議会等の意見を聴取すること。
- 七 本法附則第2条に定める施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じてこの法律による改正後の規定の施行状況について検討を行い、その結果を踏まえ、迅速に所要の措置を講ずること。
- 八 限定された会員同士が交流するプラットフォーム上の誹謗中傷等が、その閉鎖性から学校や職場におけるいじめ等の温床となっている状況を踏まえ、プラットフォーム事業者等において適切な対応が図られるよう、必要な施策を検討すること。
- 九 インターネット上の権利侵害情報による被害が深刻さを増している一方、現状の発信者情報の開示範囲が不十分であること等に鑑み、発信者情報の開示がより迅速かつ的確に進められるようにするための制度の充実に向けて検討を行うこと。
- 十 生成AIを悪用して作られた偽情報や、能登半島地震の際に広く流布された偽情報等、偽・誤情報の蔓延が社会に悪影響を与えていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講じること。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和6年度収支予算等については、「令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。」とした上で、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収

入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ418億円減少の6,021億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ128億円減少の6,591億円となっており、事業収支における不足570億円については、還元目的積立金の一部をもって補てんする。
- 2 受信料の額は、月額で、地上契約 1,100円、衛星契約1,950円等となっている。

二 事業計画

- 1 放送センターの建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本情報の提供や民主主義の基盤となる多様な価値観への相互理解の促進といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、情報空間の参照点を提供する役割を果たしていくために、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- 5 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとと

- もに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- 6 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、効率的な契約・収納活動に取り組むとともに、受信料収入の確保に努める。
 - 7 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
 - 8 情報空間の多元性確保の基幹となる二元体制維持に向けて、放送ネットワーク効率化のための出資を行う。
 - 9 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
 - 10 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
 - 11 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。

三 資金計画

令和6年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,308億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,404億円をもって施行する。

(附帯決議)

- 一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」の更なる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。
- 二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。
- 三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者

に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

四 協会は、その放送番組において、不正確な又は視聴者の誤解を招く表現により、協会の放送の信頼を損なう事態があったことを踏まえ、番組制作過程における責任ある体制の構築、チェック機能の強化等、徹底した再発防止に努めること。

五 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、支払率の低下について、その原因を分析し、対処方法について検討を行うこと。なお、令和5年4月から運用を開始した割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

六 協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

七 協会は、放送センターの建替えについては、受信料を財源としていることを踏まえ、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

八 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。

九 協会は、協会が中小企業との価格交渉や中小企業からの価格転嫁の要請への対応が消極的であると評価されたことを踏まえ、他の事業者との取引に当たっては、社会や経済の状況に鑑み、価格交渉に適切に応じ、適正な価格による取引の実現に努めること。

十 協会は、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善

に十分配慮すること。なお、職員給与の決定に当たっては、長年にわたる職員給与の抑制、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業従業員の賃金や物価の上昇等を踏まえ、適正な水準とすること。

十一 協会は、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先すべきであったにもかかわらず、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進めるとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

十二 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

十三 協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることについて、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。この場合において、中期経営計画で掲げた事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対する大幅なサービス低下を招かないよう、コンテンツの質を担保するための環境整備に十分に配慮すること。

十四 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野における業務の実施に当たっては、社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十五 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、令和6年能登半島地震で明らかになった課題も踏まえ、中継局を含む放送設備の整備と非常時の体制の強化、偽情報・誤情報の流通・拡散を防止する取組の強化を図ること。また、政府は、協会その他の放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十六 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

＜委員会決議＞

○持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が住民生活に必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であること等に鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

- 一 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する行政需要に合わせて充実させるよう最大限努力すること。
- 二 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、地域社会のデジタル化、こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
- 三 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定に当たっては、社会保障関係費の自然増等を適切に反映するとともに、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮すること。
- 四 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、年度途中に税収の見込額が減額される場合には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 五 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、税負担軽減措置等の創設や拡充など減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処するとともに、代替の税源の確保等の措置を講ずること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 六 個人住民税の定額減税並びに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の

実施に当たって生ずる地方団体の事務負担に関しては、国の責任において必要な財政措置等を講ずること。

七 ふるさと納税制度に関しては、応益原則に配慮し、制度の趣旨に沿った適切な運用に向けた取組を進めること。

八 森林環境税及び森林環境譲与税については、今後の地方団体が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の取組状況や地方団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各地方団体への助言や人的・財政的支援を行うとともに、森林資源の循環利用をより一層促進するため、新たな木材利用を創出すること等により、木材の利用拡大を図ること。また、森林吸収源対策を一層推進することが重要となっている状況に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。

九 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。

十 臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

十一 今後とも、臨時財政対策債の発行抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、引き続き国の責任において必要な財政支援を行うこと。

十三 会計年度任用職員を含む地方公務員の人件費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置すること。また、専門人材を始め、地方公共団体における人員確保が困難となっている状況を踏まえ、地方公務員の人員確保や専門性向上のために必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。

十四 地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。

十五 物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財

政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。

十六 マイナンバーカードの普及促進に当たっては、保有枚数率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、カードを取得していない住民についても、必要な行政サービスが受けられないことのないようにすること。

十七 東日本大震災からの復旧・復興事業が着実に実施できるよう、復旧・復興事業が完了するまでの間、震災復興特別交付税を始め、必要な財源を確実に確保すること。また、令和6年能登半島地震の被災地方公共団体に対しては、被災者支援や復旧・復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。

十八 近年、集中豪雨、台風、地震、豪雪などの自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で住民生活の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生していることを踏まえ、地方公共団体において、更なる防災・減災対策に予防保全の視点を含めて取り組むことができるよう、十分な財政措置等を講ずること。
右決議する。